

9月定例会において、予算常任委員会が付託を受けた平成25年度補正予算に関する議案10件の審査を行うため、10月2日に予算常任委員会を開催しました。

今回の補正予算案は、今年6月定例会で議決された「高島市職員の給与の特例に関する条例」に基づく人件費の減額のほか、一般会計の主な歳出予算については、朽木麻生地区に整備予定の生涯現役活動拠点施設の整備交付金をはじめ、(財)高島地域地場産業振興センターより無償譲渡を受けた施設の改修工事にかかる実施設計業務委託料、そして、地方交付税の追加見込み分や、確定した繰越金を主な財源とし



高島市民病院 小児科窓口

## 総務常任委員会

委員長 廣本 昌久

### ◆高島市税条例の一部を改正する条例案ほか 3議案と請願2件を審査

9月定例会において、当委員会が付託を受けた条例案4件および請願2件の審査を行うため、9月10日に総務常任委員会を開催しました。

議第75号「高島市税条例の一部を改正する条例案」は、地方税法の改正に伴い、個人市民税における住宅ローン特別控除の対象期間の延長、市税に対する延滞金および還付加算金の利率の引き下げ、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し、金融所得課税の一体化等の見直しなどに対応するため所要の改正を行うものです。議第76号「高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」についても、同じく地方税の改正に伴い

て、将来の地方交付税の一本算定に備えるなどの今後の財政運営を考慮し、約20億5千万円におよぶ財政調整基金、減債基金、教育施設整備基金への積立が計上されました。

また、農林業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計においては、経営健全化の観点から、窓口業務・検針業務・料金収納などの包括的な業務を民間委託する債務負担行為補正の追加などが計上されました。

採決の結果、一般会計を始めとする10会計の補正予算案は、いずれも原案のとおり「可決すべきもの」と決定しました。

一般会計の歳出総額は、274億9,361万7千円、実質収支額は8億9,107万8千円の黒字決算となり、後年度の財政負担軽減のため、新規の起債発行の抑

いる他の条例との整合を図るもので、いずれも全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。

請願第4号「オスプレイの飛来訓練に反対する請願」および第5号「オスプレイが参加する10月のあいは野演習場における日米合同演習に反対する請願」の採択については、いずれも賛成少数で「不採択とすべきもの」と決定しました。

## 文教福祉常任委員会

委員長 森脇 徹

### ◆子ども医療費助成に係る請願を審査

今期定例会において、当委員会が付託を受けた請願1件の審査を行うため、9月11日に委員会を開催し、審査を行いました。

請願第6号「学校保健に係る治療通院費無料化の早期実施を求める請願」は、10月1日からスタートした「子ども医療費助成制度」

について、その助成対象を、学校保健法に基づく健康診断において治療を勧められた疾病に係る通院の医療費に拡充するよう求められたものです。

審査にあたっては、請願の紹介議員より、その内容と理由について説明を受けたのち、市役所の担当職員も出席を求め、数多くの通院の医療費を対象とするには関係機関との調整やシステムの改修などの体制整備に時間がかかること、また、今後通院医療費を対象とすることについて前向きに取り組んでいくこと等の説明を受けました。

反対、賛成それぞれの討論が行われ、採決の結果、賛成少数で「不採択とすべきもの」と決定しました。

## 委員会報告

### 予算常任委員会

委員長 石田 哲

### ◆基金への積立、国・県補助事業、緊急を要する維持補修経費などを審査

9月定例会において、予算常任委員会が付託を受けた平成25年度補正予算に関する議案10件の審査を行うため、10月2日に予算常任委員会を開催しました。

今回の補正予算案は、今年6月定例会で議決された「高島市職員の給与の特例に関する条例」に基づく人件費の減額のほか、一般会計の主な歳出予算については、朽木麻生地区に整備予定の生涯現役活動拠点施設の整備交付金をはじめ、(財)高島地域地場産業振興センターより無償譲渡を受けた施設の改修工事にかかる実施設計業務委託料、そして、地方交付税の追加見込み分や、確定した繰越金を主な財源とし

て、将来の地方交付税の一本算定に備えるなどの今後の財政運営を考慮し、約20億5千万円におよぶ財政調整基金、減債基金、教育施設整備基金への積立が計上されました。

また、農林業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計においては、経営健全化の観点から、窓口業務・検針業務・料金収納などの包括的な業務を民間委託する債務負担行為補正の追加などが計上されました。

採決の結果、一般会計を始めとする10会計の補正予算案は、いずれも原案のとおり「可決すべきもの」と決定しました。

一般会計の歳出総額は、274億9,361万7千円、実質収支額は8億9,107万8千円の黒字決算となり、後年度の財政負担軽減のため、新規の起債発行の抑

## 決算特別委員会

委員長 石田 哲

### ◆平成24年度11会計の決算を認定 実質公債費比率・将来負担比率ともに改善

平成24年度高島市一般会計、特別会計および事業会計の全11会計について、18名の委員による決算特別委員会を設置し、2日間にわたり審査を行いました。委員会では、予算が適正に執行されているか、行政効果や経済効果などを評価。また、新年度予算編成や市政に生かすべき課題については積極的に提案がなされました。採決の結果、水道事業会計につきましては「可決および認定すべきもの」、ほか10会計は「認定すべきもの」と決定しました。

一般会計の歳出総額は、274億9,361万7千円、実質収支額は8億9,107万8千円の黒字決算となり、後年度の財政負担軽減のため、新規の起債発行の抑

## 健全化判断比率の状況

危険信号※

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	県内市町平均(H23)	早期健全化基準
<b>実質赤字比率</b> (一般会計を中心とした赤字の割合)	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	12.59%
<b>連結実質赤字比率</b> (全ての会計の赤字の割合)	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	17.59%
<b>実質公債費比率</b> (年間の借金返済額の割合)	19.0%	17.1%	15.9%	14.4%	12.0%	25.0%
<b>将来負担比率</b> (将来負担が見込まれる負債の割合)	158.6%	152.9%	151.8%	147.0%	48.2%	350.0%

※地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の健全化や再生の必要性を判断するものとして、上記の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。この基準を超えると、財政再建のための計画をつくり、立て直しに取り組む必要があります。